

(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(地域公共交通等勘定)

<https://www.jrntt.go.jp/>

1. 財政投融资を活用している事業の主な内容

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(鉄道・運輸機構)が行う都市鉄道融資(仮称)及び物流施設融資(仮称)は、地域公共交通の活性化等に資する認定軌道運送高度化事業等の実施や、流通業務の総合化等の促進に資する認定総合効率化事業の実施に必要な資金の貸付けを行う。

2. 財政投融资計画額等

(単位:億円)

2年度財政投融资計画額	元年度末財政投融资残高見込み
1,171	-

3. 当該事業に関する政策コスト分析の試算値

① 政策コスト

(単位:億円)

区 分	元年度	2年度	増 減
1.国の支出(補助金等)	-	4	+4
2.国の収入(国庫納付等) ※ ¹	-	-	-
3.出資金等の機会費用分	-	-	-
1~3 合計=政策コスト(A)	-	4	+4
分析期間(年)	-1年	41年	+41年

② 投入時点別政策コスト内訳

(単位:億円)

区 分	元年度	2年度	増 減
(A) 政策コスト【再掲】	-	4	+4
① 分析期首までに投入された出資金等の機会費用分	-	-	-
② 分析期間中に新たに見込まれる政策コスト	-	4	+4
国の支出(補助金等)	-	4	+4
国の収入(国庫納付等) ※ ¹	-	-	-
剰余金等の機会費用分	-	-	-
出資金等の機会費用分	-	-	-

③ 経年比較分析(対前年度実績増減額の算出) (単位:億円)

政策コスト	単純比較(調整前)	元年度	2年度	単純増減
		-	4	
経年比較(調整後)	①分析始期の調整(分析始期を2年度分析に合わせた結果)	②前提金利の調整(元年度の前提金利で再試算した結果)		実質増減(②-①)

前年度分析対象外

④ 発生要因別政策コスト内訳

(単位:億円)

(A)2年度政策コスト【再掲】	4
① 繰上償還	-
② 貸倒	-
③ その他(利ざや等)	4

⑤ 感応度分析(前提条件を変化させた場合)

(単位:億円)

(A) 政策コスト【再掲】	マイナス金利政策導入前ケース ※ ²	増減額	1. 国の支出(補助金等)	2. 国の収入(国庫納付等) ※ ¹	3. 出資金等の機会費用
4	4	△0	△0	-	-

(注) 各欄は単位未満四捨五入の端数処理により、合計において合致しない場合がある。

※¹ 国の収入(国庫納付等)は、収入がある場合マイナス計上する。例: △100億円…100億円の国庫納付等を表す。

※² 前提金利(割引率及び将来金利)をマイナス金利政策導入前(平成28年1月28日)における国債流通利回りを基に算出した場合。

4. 分析における試算の概要及び将来の事業見通し等の考え方

[試算の概要]

- ①鉄道建設・運輸施設整備支援機構地域公共交通等勘定の行う事業のうち、財政投融资の対象とされた都市鉄道融資(仮称)及び物流施設融資(仮称)を試算の対象としている。
- ②令和2年度(都市鉄道1,166億円、物流5億円)の事業計画に基づき事業を実行した場合について試算している。
- ③分析期間は、令和2年度の事業計画に基づく貸付金が全て回収される41年間となっている。
- ④都市鉄道融資(仮称)において想定している都市鉄道整備は、需要の見込まれる都市部に整備を行うものであり、通勤、通学輸送の他、増加するインバウンド旅客の利用も想定され、収益可能性を有すると見込まれるため、また、物流施設融資(仮称)については、物流総合効率化法の枠組を活用し、長期的な収益性が見込まれる事業を対象とすることにより、当該事業により安定的な賃料収入を獲得することが期待でき、償還確実性は高いと見込まれるため、繰上償還及び貸倒は見込んでいない。

[将来の事業見通しの考え方]

- ①都市鉄道融資(仮称)のうち、1,148億円の貸付について40年間の貸付、18億円の貸付について30年間の貸付を想定している。
- ②物流施設融資(仮称)は5億円の貸付について20年間の貸付を想定している。

5. 補助金等が投入される理由、仕組み、国庫納付根拠法令等

[運営費交付金]

機構が行う、物流施設融資(仮称)に係る業務の処理に必要な経費について、一般会計から運営費交付金を受ける。

<独立行政法人通則法>

第46条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

[国庫納付規定]

<独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法>

第18条 機構は、助成勘定において、通則法第29条第2項第1号に規定する中期目標の期間(以下この項及び次項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第44条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第30条第1項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第13条に規定する業務(前条第3項及び附則第3条第11項に規定する繰入れを含む。)の財源に充てることことができる。

2 (略)

3 機構は、第1項に規定する積立金の額に相当する金額から前2項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前条第1項第1号から第3号に掲げる業務に係る勘定における通則法第44条第1項ただし書の規定の適用については、同項中「第3項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第3項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

5 第1項及び第3項の規定は、前項の勘定について準用する。この場合において、第1項中「通則法第44条第1項」とあるのは、「第4項の規定により読み替えられた通則法第44条第1項」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

<独立行政法人通則法>

第44条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 中期目標管理法人及び国立研究開発法人は、第1項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を中期計画(第30条第1項の認可を受けた同項の中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)をいう。以下同じ。)の同条第2項第7号又は中長期計画(第35条の5第1項の認可を受けた同項の中長期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)をいう。以下同じ。)の第35条の5第2項第7号の剰余金の使途に充てることことができる。

4 第1項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

6. 特記事項など

特になし

(参考) 当該事業の成果、社会・経済的便益など

1. 事業の定量的成果

【都市鉄道】

対象区間	所要時間	
	整備前	整備後
なにわ筋線 (北塚田～原舞波・南海新今宮)	大阪 (梅田) ～関西空港 (JR利用 タイムの想定) ※1	
	64分	44分
	大阪 (梅田) ～関西空港 (南海利用 タイムの想定)	
北港テクノポート線 (夢洲～コスモスクエア)	梅田・夢洲間※2	
	約33分	約26分
道路区間 (夢洲～咲洲)	海老江交差点・夢洲間※2	
	約39分	約36分

※1 東海道支線地下化による効果を含む

※2 大阪市による算出

【物流】

○令和2年度融資計画額 5億円

2. 事業の社会・経済的便益など

【都市鉄道】

「鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル(2012年改訂版)」及び「港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル(平成29年3月)」に基づき、なにわ筋線、北港テクノポート線整備による利用者便益等を算定。

整備路線	総便益 (億円)
なにわ筋線	3,909※1
北港テクノポート線	6,519※2

※1 社会的割引率4%を考慮した開業後30年の累計値

※2 社会的割引率4%を考慮した開業後40年の累計値

【物流】

(1) 社会・経済的便益

- ・幹線輸送の効率化の促進
- ・共同輸送及び輸送網の集約による物流効率化並びにそれに伴う環境負荷の低減
- ・地元との災害時支援協定の締結による災害時の物流確保への貢献

(2) 定量的便益

経済への波及効果 100億円×1.975007×割引率

① 社会的割引率4%のケース 約181億円

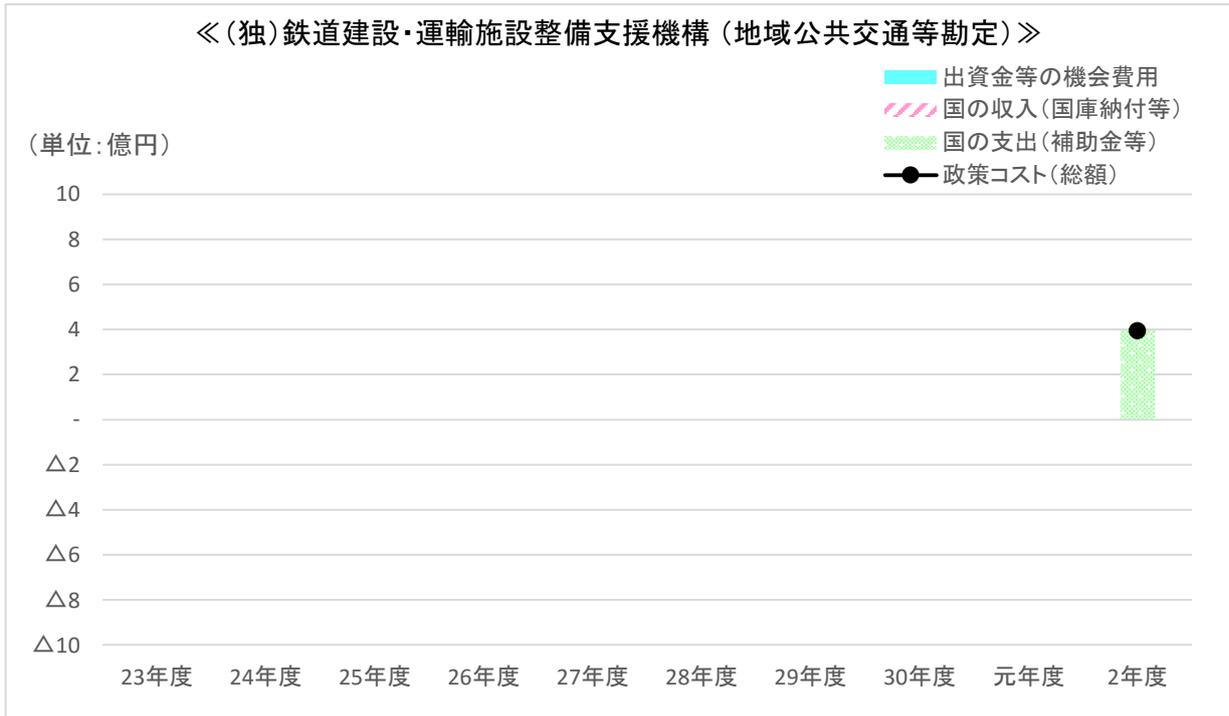
② 割引率が政策コスト分析と同一のケース 約198億円

融資対象物流施設建設造額 100億円(事業者負担も含む総事業費)

経済波及係数 1.975007(運輸部門を中心とした産業連関表に基づく)

政策コスト分析結果の概要

【政策コストの推移】



(注) 各年度の政策コストについて、推計に適用される金利等の前提条件は異なる。

(単位: 億円)

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	22年度
政策コスト(総額)										4
国の支出(補助金等)										4
国の収入(国庫納付等)										-
出資金等の機会費用										-

【政策コストの推移の解説】

- ・令和2年度より業務開始のため、本年度より分析を開始。
- ・運営費交付金にあたる政策コストを試算したものである。

【政策コスト分析結果(令和2年度)に対する財投機関の自己評価】

- ・運営費交付金にあたる政策コストを試算したものであり、令和2年度から業務開始のため皆増となった。これは、新たな業務に必要な経費を賄うために措置されるものであることから、財務の健全性への影響は軽微である。
- ・感応度分析の結果、基本ケースと比較して0億円の減となっている。これは割引率の変化に伴う減少であり、財務の健全性への影響は軽微である。

(参考)貸借対照表、損益計算書

貸借対照表(地域公共交通等勘定)

(単位:百万円)

科目	30年度末実績	元年度末見込	2年度末計画	科目	30年度末実績	元年度末見込	2年度末計画
(資産の部)				(負債及び純資産の部)			
流動資産	11,896	4,154	3,381	流動負債	11,808	4,104	3,350
現金及び預金	99	51	32	短期借入金	11,794	4,100	2,652
未収収益	3	1	631	1年以内返済予定長期借入金	-	-	60
賞与引当金見返	-	2	4	未払金	12	0	0
貸付金	11,794	4,100	2,652	未払費用	0	-	631
1年以内回収予定長期貸付金	-	-	60	引当金			
未収金	0	-	2	賞与引当金	1	4	7
				その他の流動負債	0	0	0
固定資産	3	1	117,051	固定負債	1	1	117,041
有形固定資産	1	1	1	資産見返負債	0	0	0
建物	0	0	0	資産見返運営費交付金	0	0	0
工具器具備品	1	1	1	資産見返補助金等	0	0	0
無形固定資産				長期借入金	-	-	117,040
ソフトウェア	2	0	0	引当金			
投資その他の資産	-	0	117,050	退職給付引当金	0	1	1
投資有価証券	-	-	10	(負債合計)	11,809	4,105	120,391
長期貸付金	-	-	117,040	資本金			
退職給付引当金見返	-	0	0	政府出資金	-	-	10
				資本剰余金	-	-	-
資産合計	11,898	4,155	120,432	資本剰余金	47	47	47
				その他行政コスト累計額			
				除売却差額相当累計額	△ 47	△ 47	△ 47
				利益剰余金	90	50	31
				前中期目標期間繰越積立金	81	49	30
				積立金	-	1	1
				当期未処分利益	9	-	-
				(うち当期総利益)	9	-	-
				(純資産合計)	90	50	41
				負債・純資産合計	11,898	4,155	120,432

- (注) 1. 貸借対照表には、政策コスト分析対象外事業に係る金額を含む。
 2. 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。
 3. 平成30年度末実績は、令和元年度末見込及び2年度末計画との比較対照のため組替え掲記している。

損益計算書(地域公共交通等勘定)

(単位:百万円)

科目	30年度実績	元年度見込	2年度計画
経常収益	95	68	726
運営費交付金収益	45	43	61
貸付金利息収入	27	14	638
貸付管理費収入	-	-	17
融資業務収入	22	8	5
賞与引当金見返に係る収益	-	2	4
退職給付引当金見返に係る収益	-	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	0
資産見返補助金等戻入	0	0	0
財務収益	0	0	-
雑益	0	0	-
臨時利益	-	2	-
賞与引当金見返に係る収益	-	2	-
退職給付引当金見返に係る収益	-	0	-
経常費用	88	99	744
地域公共交通等業務費	11	14	8
一般管理費	77	85	104
財務費用	-	-	632
臨時損失	0	2	-
固定資産除却損	0	0	-
会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入	-	2	-
会計基準改訂に伴う退職給付費用	-	0	-
当期純利益又は当期純損失	7	△ 32	△ 19
前中期目標期間繰越積立金取崩額	2	32	19
当期総利益	9	-	-

- (注) 1. 損益計算書には、政策コスト分析対象外事業に係る金額を含む。
 2. 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。